

議案第190号

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例 (さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第1条 さいたま市大崎むつみの里条例（平成19年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び相談支援（法第5条第19項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。	(設置) 第1条 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。
(利用者の資格) 第4条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。	(利用者の資格) 第4条 [略] 2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。
3～5 [略]	3～5 [略]

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正)

第2条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成13年さいたま市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法<u>第5条第19項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</p>
<p>（利用者の資格）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法<u>第5条第20項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>（利用者の資格）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法<u>第5条第19項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

(さいたま市櫻の木条例の一部改正)

第3条 さいたま市櫻の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第19項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫻の木を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫻の木を設置する。</p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第4条 さいたま市みずき園条例（平成13年さいたま市条例第164号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第19項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫻の木を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫻の木を設置する。</p>

以下「法」という。) 第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第19項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市みづき園(以下「園」という。)をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。

(利用者の資格)

第4条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3・4 [略]

以下「法」という。) 第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市みづき園(以下「園」という。)をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。

(利用者の資格)

第4条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3・4 [略]

(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第5条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例(平成14年さいたま市条例第93号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第19項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター(以下「センター」という。)をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター(以下「センター」という。)をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p>

(利用者の資格)

第4条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3・4 [略]

(利用者の資格)

第4条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3・4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。